

令和 2 年度第 4 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：令和 2 年 8 月 2 7 日（木）午後 2 時開会
場 所：ネストホテル札幌駅前 2 階「ましゅう」

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第11次札幌市環境影響評価審議会委員

- ◎近藤 哲也 北海道大学名誉教授、(公財)札幌市公園緑化協会 理事長
○坪田 敏男 北海道大学大学院獣医学研究院 教授
石塚 真由美 北海道大学大学院獣医学研究院 教授
伊藤 真由美 北海道大学大学院工学研究院 准教授
奥本 素子 北海道大学高等教育推進機構 准教授
小篠 隆生 北海道大学大学院工学研究院 准教授
鈴木 光 北海学園大学法学部 教授
高橋 英明 (地独)北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
環境保全部 専門研究員
奈良 顕子 (一社)北海道建築技術協会 常任理事
福原 朗子 北海道科学大学工学部 講師
水島 未記 北海道博物館 自然研究グループ 学芸主幹
吉田 剛司 (特非)EnVision環境保全事務所 研究員
渡部 要一 北海道大学大学院工学研究院 教授
計 13名 ◎: 会長、○: 副会長

(2) 事務局

- 札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長 柴田 千賀子
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課長 濱田 敏裕
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課環境共生係長 石川 郭遂
札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課環境共生係 成田 浩之

(3) 事業者

- ・(仮称)石狩湾洋上風力発電事業
(事業者) シーアイ北海道合同会社 3名
(事業者から委託を受けた者) イー・アール・エム日本株式会社 2名
- ・(仮称)石狩・厚田洋上風力発電事業
(事業者) 株式会社INFLUX 3名
(事業者から委託を受けた者) ユニオンデーターシステム株式会社 3名
- ・(仮称)札幌駅交流拠点北5西1・西2地区第一種市街地再開発事業
(事業者) 札幌駅交流拠点北5西1・西2地区市街地再開発準備組合 1名
(事業者から委託を受けた者) 株式会社日本設計 3名

(都市計画決定権者) 札幌市まちづくり政策局政策企画部都心まちづくり推進室

札幌駅交流拠点推進担当部長 高橋 秀士

札幌駅交流拠点推進担当課長 小俣 裕幸

プロジェクト担当係長 岡 顕一

2 報道機関

北海道新聞社

株式会社北海道通信社

3 傍聴者

3名

１．開　　会

○事務局（濱田環境共生担当課長）　定刻となりましたので、ただいまから、令和２年度第４回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中を審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、会長が選任するまでの間の司会を務めさせていただきます札幌市環境共生担当課長の濱田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

この審議会についてですが、これまでと同様に公開で開催することになっております。一般の傍聴席を設けているほか、議事の内容につきましては、後日、議事録を作成いたしまして、札幌市のホームページ上で公開することとしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

なお、本会議では、新型コロナウイルスの感染対策の観点から、使用するマイクにつきましては、発言の都度、消毒させていただきます。あわせて、会議のスムーズな進行にご協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、報道機関の皆様方にはお願いですが、審議に支障のない範囲での撮影等のご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の柴田よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（柴田環境管理担当部長）　環境管理担当部長の柴田でございます。

環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日、委員の皆様におかれましては、大変お暑い中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

札幌市では、平成１２年に環境影響評価条例を制定し、アセス制度を運用してまいりまして、本会議では、生活環境、自然環境などの幅広い分野にわたって専門的な見地から対象事業に係る審議をお願いしております。

委員の皆様には、８月９日付けで第１１次となる環境影響評価審議会の委員就任をお引き受けいただき、心よりお礼申し上げます。

２年間、どうぞよろしくお願いいたします。

第１１次審議会の初回となります今回ですが、石狩湾における洋上風力発電事業、札幌駅における市街地再開発事業に係る配慮書等についてご審議を賜りたいと存じます。

配慮書等の手続は、事業の計画の検討の段階において環境影響に係るご審議をいただきまして、その後の環境影響評価に向けて、より適切に事業計画に環境配慮の反映が期待される重要なステージでございます。この制度の適正かつ円滑な運用のため、委員の皆様のお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

どうぞ、活発なご審議をお願いいたしまして、簡単でございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長）　続きまして、審議に入ります前に、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元のクリアファイルの中に資料一式をご用意しております。上から順に、まずは次第、座席表、委員名簿、審議会の規則、続きまして、参考資料として、札幌市環境影響評価審議会と右上に書いているA4判横の資料でございます。次に、（仮称）石狩湾洋上風力発電事業関係の資料として、ホチキス留めの配慮書、意見及び事業者の回答ということで、ホチキス留めの資料1－2、続きまして、石狩・厚田洋上風力発電事業に係る資料といたしまして、資料2－1と資料2－2になります。続いて、北5西1・西2地区再開発事業の資料ということで、資料3－1と資料3－2になっております。

資料は以上ですが、不足している方がありましたら、事務局までお願いいたします。

続きまして、今回の委嘱状につきましては、今月8月9日に委員の改選がありまして、委員の皆様既に送付させていただいております。

当審議会につきましては、配布しております委員名簿のとおり15名で構成されておりました、委員の任期は、1期2年間、通算で3期6年までとなっております。

本日は、委員15名のうち13名のご出席をいただいておりますので、以上から、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定に基づきまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

本日の会議は、第11次札幌市環境影響審議会の初の会議となりますので、本来でありましたら委員の皆様から自己紹介をお願いしたいところですが、新型コロナウイルス感染対策のため、マイクを回すことを極力控えさせていただきまして、失礼ながら、私から名簿順に紹介させていただきます。

まず、秋山委員につきましては、本日、欠席されるご連絡をいただいております。

続きまして、北海道大学大学院の石塚真由美委員です。

続きまして、北海道大学大学院の伊藤真由美委員です。

上田委員につきましても、本日、ご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、北海道大学の奥本素子委員です。

続きまして、北海道大学大学院の小篠隆生委員です。

続きまして、北海道大学名誉教授、札幌市公園緑化協会理事長の近藤哲也委員です。

続きまして、北海学園大学の鈴木光委員です。

続きまして、北海道立総合研究機構の高橋英明委員です。

続きまして、北海道大学大学院の坪田敏男委員です。

続きまして、北海道建築技術協会の奈良顕子委員です。

続きまして、北海道科学大学の福原朗子委員です。

続きまして、北海道博物館の水島未記委員です。

続きまして、EnV i s i o n環境保全事務所の吉田剛司委員です。

続きまして、北海道大学大学院の渡部要一委員です。

以上の皆様方になります。

なお、事務局につきましては、環境管理担当部長の柴田と環境管理環境係長の石川、技術職員の成田、最後に、私、環境共生担当課長の濱田の4名となります。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○事務局（濱田環境共生担当課長） 続きまして、最初の議題としまして、当審議会の会長及び副会長の選出に移らせていただきます。

審議会規則第3条第1項の規定によりまして、当審議会には、会長及び副会長を委員の皆様方の互選によって、それぞれ1名を置くことになっております。

会長、副会長の選出につきまして、どなたかご意見はございますでしょうか。

もしなければ、事務局からご提案させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（濱田環境共生担当課長） それでは、会長には本審議会の3期目を迎えられ、前期には副会長を務められた近藤哲也委員が適任と考えております。

また、副会長には、2期目を迎えられる坪田委員が適任と考えております。

両委員を事務局案としてお諮りしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（濱田環境共生担当課長） ありがとうございます。

それでは、近藤会長は会長席へ、坪田副会長は副会長席へお移りいただき、それぞれご挨拶をいただきたいと存じます。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（濱田環境共生担当課長） それではまず、近藤会長からご挨拶をお願いいたします。

○近藤会長 ただいま会長を拝命いたしました近藤です。

改めて、よろしくお願いいたします。

2年間、皆様と一緒に有意義な会を運営したいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（濱田環境共生担当課長） ありがとうございました。

坪田副会長、よろしくお願いいたします。

○坪田副会長 今、紹介いただきました北大の坪田です。よろしくお願いいたします。

副会長の話が来ましたが、そういう年になったのだと思いました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） どうもありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては、近藤会長にお願いしたいと存じます。

近藤会長、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 それでは、進めさせていただきます。

お手元の資料の札幌市環境影響評価審議会の次第をご覧いただきたいと思います。

これに示されておりますように、本日は3件の審査案件が予定されておまして、16時30分に終了の予定でございます。

まず初めに、環境影響評価法の対象案件である洋上風力発電、石狩湾と厚田がそれぞれ1件ずつございます。そして、札幌の北5西1・西2の再開発事業に関する案件がございますけれども、国のほうの手續と札幌市の条例とでは、それぞれ若干の違いがございますので、事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局（石川環境共生係長） それでは、事務局から説明させていただきます。

参考資料の環境影響評価法と札幌市環境影響評価条例における手續の比較というA4判横の資料をご覧ください。

左半分に環境影響評価法、右半分に条例の手續の流れを示しております。

まず、事業者から配慮書の提出を受け、それぞれの下に中央に丸で囲っている箇所ですが、札幌市長の諮問に応じて審議会でご審議をいただき、いただいた答申を経て市長意見を形成するのは共通でございます。

両方で異なるのは審議会でご諮問する時期で、法においては北海道知事からの意見照会があった後で、条例におきましては、事業者からの住民意見に対する見解書の提出があった後となります。

また、本審議会の答申を経て形成する市長意見の提出先が、法においては北海道知事、条例においては事業者へ直接提出することになっております。

このほか、住民意見の提出先や事業者による見解書の作成の有無が異なっております。事務局からの説明は以上になります。

○近藤会長 ありがとうございます。

議題を見ますと、最初の案件が石狩湾の洋上風力発電についての答申案でございます。

本日は、事業の内容や配慮書の内容の説明員として事業者の方々に出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議題には、石狩湾の洋上風力発電と石狩・厚田の洋上風力発電がございますけれども、石狩湾の洋上風力発電につきましては、7月14日付で当審議会から諮問をいただいております。先月、メール会議で回していただいたと思いますけれども、1回目の審議が行われております。この審議について引き継ぐ形になっております。

それでは、本事業の手續について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（石川環境共生係長） それでは、事務局から説明させていただきます。

本事業は、環境影響評価法における第一種事業に該当し、事業者が環境影響範囲として設定した石狩市、小樽市、札幌市のほか、北海道庁へも配慮書が送付されております。

本年7月6日から8月6日までの1か月間で縦覧及び意見募集が行われたところでござ

います。7月13日付で、北海道知事から札幌市長に対して意見照会が行われたことを受けまして、市長意見の形成のため、先般、当審議会に諮問させていただいたところでございます。

なお、知事への市長意見の送付期限は9月10日までとなっております。

以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

その答申（案）は、既にメールで皆様に回っていたと思うのですがけれども、こちらのA4のほうにも1枚で示されてございます。

これにつきましては、事業者の方から説明がございします。メール会議という記憶にもなかなか残りにくいし、ちょっと分かりにくいところもあったと思いますので、事業者の方から一度説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者 シーアイ北海道合同会社の相澤と申します。

私から、事業者側から出席しております者を紹介させていただきます。

私は相澤です。隣は事業者の佐野、その隣は環境コンサルのイー・アール・エムの鈴木、また、後ろにも後藤田と猪狩の5名で参加させていただいております。本日はよろしくお願いいたします。

私から、まず、簡単に会社の紹介と石狩湾洋上風力の事業についてご説明させていただきます。その後、鈴木から環境影響評価の手続に関して簡単に説明させていただく予定です。

まず、シーアイ北海道合同会社の紹介となります。

シーアイ北海道合同会社とは、北海道内における洋上風力発電の事業開発を目的にした合同会社で、2019年4月に設立いたしました。これは、CIPと三菱重工株式会社（MHI）による50%ずつの折半出資となっております。

CIPとは、再生可能エネルギー事業の洋上・陸上風力、太陽光、地熱等に投資、または開発する企業です。

また、MHIは皆さんがご存じのとおり、風力タービン、陸上風力発電機、また、グループ会社には、洋上風力の発電機をつくるMHI ヴェスタスを有する企業でございします。

石狩湾洋上風力の発電事業に関してご説明させていただきます。

我々が計画しているプロジェクトは、風力発電の出力が最大で1,000メガワット、1ギガワットを予定しております。単基の出力は5メガワットから15メガワット程度を想定しております。最初の5メガワットになった場合、最大の基数は20基程度を予定しております。

事業実施想定区域は、北海道石狩市及び小樽市の沿岸及び沖合でございします。

風車を設定する区域としましては、海岸沿いから約3キロメートル以上離れた沖合が、現在の設定想定区域でございします。

関係地方公共団体としましては、北海道、札幌市、石狩市、小樽市となっております。

この事業実施想定区域の設定の背景をご説明させていただきます。

まず、自治体、再生可能エネルギー、また、洋上風力の導入に理解のある自治体の海域において、風況が7メートル/秒以上のエリア、また、本案件は着床式を予定しておりますので、水深としては60メートルより浅いエリアという形で事業性の面から配慮しております。

それに加えて、法令または環境社会面の配慮としましては、石狩市の風力ゾーニングマップを確認し、自然公園、港湾、漁港区域がかぶらない形で風車設置想定区域を設定しております。

また、騒音、風車の影及び景観等を考慮し、沿岸から3キロメートル以上離す形で風車設定想定区域を現在設定している形です。

現在、地元の自治体及び地元の漁協さんと協議を開始しておりまして、引き続き、今後、協議を重ねる上で、風車設定想定区域の絞り込みを図る予定であります。

次に、風力発電の概要をご説明させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、1基の出力に関しては、5から15メガワット、3枚ブレードで、最大で310メートルの高さとなります。

基数はそれぞれの出力によりますが、耐用年数としましては25年を想定しております。

また、洋上風力の発電機のコンポーネントに関しましては、陸域と海域のものがございまして、陸域は送電線、系統連系、陸上変電施設、また、海域のコンポーネントでは洋上発電機、洋上発電所に関しましては規模によりますが、海底ケーブル等が海域のコンポーネントという形になっております。

それでは、次のスライドから、鈴木から環境影響評価に関してご説明させていただきます。

○事業者 よろしくお願ひいたします。

まず、環境影響評価の手続といたしまして、今回のものは計画段階配慮書で環境影響評価のプロセスの一番最初の段階になっております。

ここにも書かれておりますとおり、事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置、規模等の計画段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書ということで、今回、この事業を実施する上で著しい影響があるかないか、また、その影響を回避できるか、低減できるかという観点で評価を行いました。

今回の案件における計画段階配慮事項の項目の選定及び評価につきまして、簡単にご説明いたします。

まず、計画段階配慮事項の項目の選定ですが、発電所アセス省令に書かれております環境影響の区分につきまして、本事業の事業特性及び地域特性を勘案し、重大な影響を受ける可能性のある環境要素に関して選定を行いました。

その結果、陸域、海域の動物、また、海域の植物、景観、最後に人と自然との触れ合い

の活動の場、人触れとよく言いますけれども、そちらの４項目を選定しております。

また、計画段階配慮事項の項目選定につきましては、今回はまだ工事の具体的な内容は決まっていない段階ですので、工事の実施による影響は対象としておりません。

また、コメントでもいろいろといただいておりますけれども、騒音をここで選定しない理由は、今回、風車を設置する区域が沿岸部から３キロメートル離して設置しているということで、騒音に関しましては、３キロメートル離せば著しい影響はないということを想定して、今回は入れておりません。

ただ、今後の方法書以降は騒音も評価項目に入れることを検討してまいりたいと思っております。

また、時間的な制約から、次のスライドの（１）から（４）の４項目についての説明は割愛させていただきたいと思いますが、今回の４項目の評価結果の内容では著しい影響は回避または低減することが可能と考えられるという結論になっております。

また、方法書以降に留意事項も記載しておりますので、方法書以降はここに書かれている留意事項を基に調査を進めてまいりたいと考えております。

以上が事業者からの説明になります。

○近藤会長 ありがとうございます。

メール会議ではなかなか分かりにくかったと思うのですが、前回までは、このような事業について皆様からご意見をいただいて、答申（案）がつくられたということです。

この答申（案）と審議内容の振り返りについて、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（石川環境共生係長） それでは、事務局から説明させていただきます。

お手元の資料の１－２です。前回審議会における委員からのご意見及び事業者からの回答を示しております。

時間が限られていますことから、ここでは全ての意見及び回答を紹介することはせず、概要のみを述べさせていただくことといたします。

札幌市域において影響を受ける景観の観点については、事業実施想定区域の設定方法、風車の設置場所の検討、既存事業との累積的影響、地域特性を踏まえた検討方法、既存の指針等の活用、資料の出典についての記載等について、各委員の皆様からご質問、ご意見がございました。

これに対して、事業者からは、各審議会や自治体からのコメント及び一般からの意見も踏まえ、方法書以降の手続では、適切に地点方法を設定し、環境影響評価を行うなどの回答がありました。

以上の審議会の委員の皆様からいただいたご意見を基に答申（案）を作成いたしましたので、資料１－３をご覧ください。

「記」以下から読み上げさせていただきます。

「本事業では、石狩湾洋上の限られた区域に最大で高さ３１０メートルに到達する巨大

に風力発電機が列をなし多数（最大２００基）建設されることにより、石狩湾を臨む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の更なる検討に当たっては、次に掲げる事項について検討を加え、本事業による環境影響を極力回避又は低減すること。また、検討結果を方法書以降の手續に反映させること。

１、総論。

（１）図書作成に当たっての全般的な留意事項について。

記載されている図表等において、文献その他の資料等を引用している場合は、その出典根拠等を全て明記するとともに、引用元となる資料等の内容を正確に記載すること。また、使用している用語について、同一の意味をなすものにあつてはその統一を図ること。

（２）累積的影響について。

当該事業実施想定区域の周辺には、他事業者による風力発電事業が稼働中又は環境影響評価手続中であるため、これら他事業と本事業に伴う累積的影響が懸念される。

このため、特に先行事業に対する累積的影響については、可能な範囲において情報等の収集に努めた上で、予測及び評価を行うこと。

裏面に移りまして、（３）事業実施区域の設定について。

本配慮書では、事業計画の熟度等の関係から事業実施想定区域を大きく設定しているが、方法書以降の手續においては事業計画の熟度を高めるとともに、風力発電機の配置等を慎重に検討した上で事業実施区域を設定すること。

２、各論。

（１）景観に対する影響について。

ア、主要眺望点や人々が自然環境とのふれあいで使う場所からの景観に配慮し、眺望景観への影響を適切に予測するとともに、その結果を示すこと、

イ、風力発電施設の見え方の大小については、景観への影響を決める一つの要素にすぎないことに留意しつつ、地域を特徴づける自然、文化、歴史などその地域における景観の特徴を幅広く捉えた上で予測及び評価を行うこと。

また、予測及び評価に際しては、主要な眺望地点の抽出や、視認可能性のある地点の眺望特性の把握、さらには支障の程度の確認の方法について、風力発電施設に特化した形で詳らかにしている既存の指針や最新知見等を適切に活用すること。」。

答申（案）の説明は以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様にお伺いしたいのですけれども、この答申（案）について、ご意見があればお願いしたいと思います。

また、文書表現上、こうしたらどうかというご意見につきましても、具体的にお話しいただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いします。

動物屋なので、動物のことをいろいろ言いたいところですが、我慢して、景観をいろいろと勉強してきた中で、ちょっと確認させてください。

私がメールで間違いを指摘したところは、今回の答申（案）で文献などをしっかり整理しなさいと言っていたいただいていますので、そこはオーケーだと思います。

ただ、眺望点で、上ばかりやっていて、下のところはやっていないではないかというメールをしたら、それは結果としてはやりませんということですね。数値としておりますというだけで、上からしか見ませんということですが、確認です。

北海道のこの業務に関しては、環境大臣意見がもう出ていますね。そこでは、景観のところに、雄冬線道路とかオタモイ園地等も存在しているので、そういうところをチェックするようにという記載があります。

それから、垂直見込みだけではなく、水平視野も考慮しなさいという環境大臣意見が出ているのですけれども、それはしなくてもよいというご判断でしょうか。

僕はそれをやるべきだと思うので、ここの答申（案）の中には、まず、選定場所ですね。三上委員もコメントされていたと思うのですが、場所の選定が明確ではないと思います。なぜここを選んだか、なぜ垂直しかなくていいのかということをもう少し分かるように意見を修正していただければと思います。

○近藤会長 垂直というのは、高いところからではなくて、平地からも見るということですね。平地からも見る場所を設けてほしいということと、なぜその場所を選んだかという理由もというご意見ですけれども、いかがですか。

○事業者 今後、景観につきましては、具体的な方針としまして、まずは眺望点の選定ですね。そのプロセスがすごく重要ということは非常に強く認識しておりますので、これまでいただきました各自治体からのコメント、一般住民からのコメント等も踏まえまして、次の方法書段階では、しっかりと眺望点の選定というところももう少し丁寧に進めていきたいと考えております。

また、予測の水平見込み角の評価につきましても実施するように検討していきたいと考えております。

それから、景観につきましては、見え方は人それぞれ違いますので、そこは、フォトモンタージュを使いながら、いろいろな方が見ても実際の見え方が分かるようにうまく工夫して進めていきたいと考えております。

○近藤会長 もうちょっと具体的な場所などについては、方法書のところで提案されることになるのですか。

○事業者 今回、配慮書に入れております地点に加えて、今まで入れていただいたコメントを含めて、方法書でさらに見直しをするということを考えております。

○近藤会長 方法書のところでもうちょっと加えてやりたいというご意見ですが、吉田委員、そういうことでよろしいですか。

○吉田委員 はい。

○近藤会長 ほかにご意見はございませんか。

○奈良委員 奈良です。

答申（案）の「記」の３行目で、一般的な言葉遣いですが、「景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから」と書いてありますが、今の景観に関してのことをいろいろとひっくるめた形でいくと、影響を及ぼすことからとか、おそれがあるというワンクッション置いた表現を取ってしまうのはどうでしょうか。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 事務局からお答えいたします。

今、ご指摘がありました記書きの３行目、景観に重大な影響を及ぼすおそれがあるという「おそれ」を削除するというご意見でございますけれども、事務局としましては、今のご意見を採用してもよろしいと考えますが、皆様方はいかがでしょうか。

○近藤会長 どうですか。

僕は、「おそれ」という表現の削除は別として、「可能性」としたほうがいいと思うのです。可能性は非常に高いと思いますけれども、調査してみなければ分からないのではないかという気がしています。

調査をする前に「おそれを削除して」いろいろな影響を及ぼすと言ってしまっているのかという気がしているのですけれども。可能性は非常に高いと思いますが。

皆さんのご意見の多いほうを採用したいと思いますが、いかがですか。

○奈良委員 確かに、配慮書の段階なので、次のものが出てきてからでもいいかなという気持ちはありますが、一応の提案です。

○近藤会長 僕はそう思うし、奈良先生はそう思われていますが、皆さんのご意見の多いほうを採用させていただきたいと思います。

○奥本委員 奥本です。

現段階で「おそれ」という言葉を使って、次の段階で、実際の影響の過多を含めてきちんと明記すべきだと思います。

○近藤会長 多い、少ないですね。

○奥本委員 はい。多い、少ないも含めて明記すべきですので、今の段階では「おそれ」という表現か、もしくは「可能性」という表現のほうがニュートラルかと思います。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

小篠委員、どうぞ。

○小篠委員 奥本委員の話と関係しているのですけれども、結局、広域の景観を扱っているので、今、水平、垂直の話がありましたが、本当のことを言うと、どう見えるかということは今の段階であまりイメージできていないのです。私たちも、このポイントからこう見えるということを全て分かっているわけではないので、一応は眺望点を出していただいているけれども、かなり網羅的に見なければ、ここからこういうふうに見えてしまうのだねということが出てくる可能性があるということから、「可能性」という言葉なりを書い

ておくことがあってもいいと思いました。

石狩湾はすごく深くなっていて、この範囲から外側に出てきたときに配置範囲に入っているということなので、外側から見たときの眺望が結構重要になってきます。外側が国定公園になっているという話もあるので、そういうところを考えていくと、どう見えるのだろうかというところでまだ把握できていないところがあるのではないかと思います。

○近藤会長 それでは、調査が進んでから判断するということですね。

○小篠委員 この段階ではそういうことを確認しておくということだと思います。

○近藤会長 それでは、ご意見が大体出てきたようですので、そのような方向で答申（案）を修正したいと思います。

それでは、今後の答申（案）の修正方法につきまして、事務局から提案をお願いいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 答申（案）についてですけれども、今、ご議論いただきましたとおり、記書きの「景観に重大な影響を及ぼすおそれ」、また「可能性」という修正等を含めまして、ここで皆さんのご意見は一致していると思いますけれども、事務局のほうで答申（案）を再度作成しまして、皆様方にメールで確認させていただき、最終案とさせていただきたいと思っております。

その上で、最終的な答申の内容の決定につきましては、この場で委員の皆様方にご同意いただければ、近藤会長にご一任いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 もう一回確認させていただきたいのですけれども、吉田委員から言われた眺望点を計測する場所については、今回はここに書かないで、方法書のところでよろしいですね。

○事業者 そうですね。今後、いろいろな方とお話をする中で、眺望点を追加するところなどがいろいろと出てくると思いますが、それは方法書で実施することがよろしいと考えております。

○近藤会長 わかりました。

それでは、答申（案）については、「おそれ」「可能性」のところだけの修正ということで、吉田委員のご意見は方法書のところに反映されるということです。

どうもありがとうございました。

次は、答申（案）の修正文は、事務局からメールを差し上げて皆様にご確認いただくこととなります。

そして、最終的に私が答申（案）を決定させていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、答申（案）についてはそのように進めてまいりたいと思います。

以上で、1つ目の石狩湾の洋上風力発電の答申（案）について終了させていただきます。

事業者の皆様、ありがとうございました。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 次の議題につきましては、石狩・厚田洋上風力発電事業配慮書に係る1回目の審議となります。

先ほどの案件と同様に、事業内容、配慮書内容の説明員として、事業者の方々に審議会に出席をお願いしております。

この準備がございますので、ここで一旦休憩させていただきたいと思います。

[休 憩]

○事務局（石川環境共生係長） それでは、再開させていただきます。

二つ目の案件は、（仮）石狩・厚田洋上風力発電事業環境配慮書に係る第1回目の審議であります。

本事業は、環境影響評価法における第一種事業に該当し、事業者が環境影響範囲として設定した石狩市、小樽市、札幌市のほか、北海道庁へも配慮書が送付されております。

本年7月28日から8月28日、明日までの1か月間で縦覧及び9月11日まで意見募集が行われているところです。

8月7日付で北海道知事から札幌市長に対して意見照会が行われたことを受けまして、市長意見の形成のため、当審議会に諮問させていただきたく存じます。

なお、知事への市長意見送付期限は10月7日までとなっております。

○事務局（濱田環境共生担当課長） それでは、配慮書の審議に先立ちまして、札幌市環境影響評価条例第44条第1項の規定により、札幌市長から当審議会に諮問させていただきます。

本日は、札幌市長に代わりまして、環境管理担当部長の柴田より諮問させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染対策の観点から、読み上げとさせていただきますので、ご了承ください。

○事務局（柴田環境管理担当部長） 札幌市環境影響評価審議会会長近藤哲也様。
諮問書。

（仮称）石狩・厚田洋上風力発電事業・計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から意見を述べるに当たり、札幌市環境影響評価条例第44条第1項の規定に基づき、諮問いたします。

8月27日。

札幌市長秋元克広代読。

お願いいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） それでは、ここからの議事進行につきましては、引

き続き、近藤会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ただいま議題の二つ目の（３）（仮称）石狩・厚田洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について諮問をいただきました。

皆様のご協力を得て議論を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますけれども、この配慮書の審議につきましては、今回を含めて２回の審議を予定されているそうです。

委員の皆様、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、事業者の方から説明をお願いいたします。

○事業者 I N F L U Xの土谷でございます。今日は、よろしくお願いいたします。

今日は３人で説明させていただきます。

まず、私は土谷で、隣がコンサルのユニオンデータシステムと私ども I N F L U Xの執行役員の浅野でございます。よろしくお願いいたします。

では、座らせていただきます。

まず、（仮称）石狩・厚田洋上風力発電事業に係る計画段階配慮書の中身の概要だけを説明させていただきます。

その前に、私どもの会社概要を簡単に説明させていただきます。

まず、この事業自体は、後々、プロジェクトファイナンスを取るということもございまして、S P Cという特別目的会社を私ども I N F L U Xが１００％出資して立ち上げておりまして、代表を兼務しております。

私ども I N F L U Xという会社は、東京の会社でございますが、設立は２０１８年とまだ会社自体は浅いのですが、星野代表をはじめ、再生エネルギーに関しては１０年以上携わっているメンバーが、今は海外のスタッフも含めて５０名ほどで動いておりまして、単に洋上風力をするだけではなく、地域の皆様にどういう形で貢献するかということを日々考えながらこの事業を進めております。

まず、私どもの事業区域のお話をさせていただきます。

今回は、小樽市の祝津の沖から石狩市の浜益地区の沖合１０キロメートルくらいのところをエリアとして設定させていただいております。

水深は大体２０メートルから５０メートルの海域でございます。赤い色でお示ししている３万１，５００ヘクタールくらいのところに、今、私どもとしては、あくまでも最大でございますが、１４０基ほどを設置する予定をしており、トータルで１３３万キロワットの発電出力で検討しております。

次に、２２ページまで飛んでください。途中で私どもの施策などをいろいろと入れておりますけれども、後でご参考までにお読みになってください。

次に、23ページになります。

このエリアを選んだ理由は、風力発電ですので、風況がどのくらいあるか、ある程度事業性があるかというところを見たときに、7.5メートル/秒から8.5メートル/秒まであるエリアをチョイスして、その中で、石狩市さんのゾーニングでいっているような環境保全区域を除いた形の水深20メートルから50メートル、着床式は、50メートルくらいまでの水深で対応すると言われていいますので、50メートルまでのエリアを選定したところ、今の赤色で示したエリアになりました。

それから、実際に発電した電力は、北海道電力に系統連系するつもりでいるのですが、実際の陸揚げの地点は、私どもと北電さんとで協議している中で、今、図でお示ししているところは、石狩市さんと小樽市さんの境界あたりに持ってきて、その陸地に変電所という予定で当初はいたのですが、今、北電さんとやり取りをする中で、ここが使えないという回答が来ておりますので、リセットして、改めて見直しているところでございます。

私どもとしては、今から10年弱くらいをかけて発電まで持っていこうとしているのですが、皆様のご存じのように、再エネ海域利用法に基づいた事業で考えておりますので、一応、来年を有望区域に指定されるという腹づもりでいたときに、こういう流れになるということです。環境アセスを大体4年くらいやって、それから基本設計をやって建設工事に入る流れで見えております。

これは、あくまでも今の予定で、私どもとしては、道庁さんの動きや国の動き、促進区域になるかどうかというところがポイントと思っております。

風車に関しては、私どもとして今想定しているのは、9.5メガから12メガの風車を想定しております。そうすると、ローターの直系が大体166メートルから220メートルで、今、陸上にあるものよりもかなり大きくなりまして、そういうものが海上に140基くらい並ぶ形になります。

実際の基礎に関しては、今、モノパイル式かジャケット式で検討しておりまして、石狩湾の海底の状況はどうなのかという調査をして、どちらの方式を選ぶかということが今後の流れになっております。

○事業者 続きまして、環境影響評価計画段階配慮書の概要ということで、私コンサルタントのユニオンデータシステムより説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

お時間の都合がございまして、大分はしょって説明させていただきますことをご了承ください。

まず、環境影響評価配慮書の中で選定している計画段階配慮事項の選定ということで、スライドの字が小さくなっているのですが、お手元の資料も併せてご覧いただければと思います。

発電所アセス省令で示させている影響評価項目のうち、本事業では、表の赤枠のところ

にくくった項目、「土地または工作物の存在及び供用」という部分で五つの項目を選定しております。

工事の実施に関わる影響評価項目につきましては、配慮書段階ということで、工事の内容は詳細がまだ決まっていない段階にあるということもありましたので、水の濁りや底質、流向、流速、水中音などの項目については、方法書以降で選定していく流れになるものと考えております。

現在、配慮書の中で選定した項目につきましては、騒音及び低周波音、それから、動物は陸域にすむものと海域に生息する動物です。それから、海域に生息する植物、それから、景観、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観ということで、五つの項目を選定しています。

これらについての配慮書における予測及び評価の結果について、簡単に説明させていただきます。

説明ですけれども、今回、札幌市さんの審議会ということで、本事業は石狩市と札幌市と小樽市の三つの自治体さんを関係市町村としています。

札幌市様におかれましては、事業影響のカテゴリーからすると、景観のみにかかるだろうということで、説明も景観のところを中心にさせていただこうと思います。

まず、1個目の騒音及び低周波音について、簡単にアウトラインだけをお話ししておきます。

事業実施想定区域が沿岸から約9キロメートルから10キロメートル程度離れたところからスタートする設定区域を想定しております。

陸上にある建物への離隔距離はそれぞれ9.2キロメートルから12キロメートル、最寄りの地点でも10キロメートル程度離れているところですので、影響の程度としてはかなり軽減されるのではないかとということで、影響を受ける可能性は少ないと評価しております。

次に、動物、陸域にすむものにつきましては、コウモリと鳥類が文献調査からリストアップされておりまして、当然ながらこれも生息域にかかりますので、影響はあるものと予測しています。

それから、自然公園があるとか、重要な海域のエリアに重なっている、マリンIBA海鳥の重要生息地に重なっている状況もございます。

それから、ちょっと飛ばしますけれども、海域に生息する動物としましては、海棲哺乳類とか、魚類はもとより潮間帯生物、底生動物の中で重要種が確認されていることから、これらに対する影響があるものということで予測しております。

ただし、今後の現地調査から解析、予測評価につきましては、技術的にまだ解明されていないものや最新の知見も参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、植物です。

主に沿岸域に昆布や青のり、藻場が確認されておりまして、事業実施区域との離隔はあ

るのですけれども、沿岸域に対して、工事時の水の濁りなどの影響も考えられるということです。影響は少ないと予測しているのですけれども、ないものではないだろうということで、影響の可能性のあるものとして位置づけております。

それから、景観です。

景観につきましては、石狩市さん、小樽市さん、札幌市さんの各自治体の中で、主要な眺望点になり得るところをピックアップしておりまして、およそ40地点をリストアップさせていただいております。

札幌市さんでは、春香山の山頂付近や宮丘公園、稲穂見晴台公園が選定されているところでは。

予測評価の内容としましては、事業実施想定区域が沖合9キロメートルから10キロメートル程度の離隔がありますので、主要な眺望点の陸上からの、よくアセスメントで使われる鉄塔の見え角、垂直視野角の尺度があるのですけれども、およそ0.7度から1.5度程度の見えの大きさが予想されました。

それから、主要な眺望点として海上があります。小樽から出ている観光船、クルーズ船が複数社で運営されている実態があるということと、フェリーも航路がありますので、海上からの視点についても取り扱うものとしております。角度としましては1.7度、4.7度と陸上から若干近くなりますので、大きい垂直視野角が予想されているところです。

景観につきましては、住民の皆様の関心が大きいところと思われますので、今後、方法書以降の段階は、関係者へのヒアリングや各眺望点の利用動向、それから、フォトモンタージュを作成した予測評価など、十分留意して進めていかななくてはならない留意事項ということで位置づけております。

非常に簡単でしたが、説明を終わります。

○近藤会長 ありがとうございます。

配慮書というものは、非常に簡単に言うと、調査する上でどういう点を考慮したらいいかというものですけれども、実際に工事するとすると、ダンプが通るので、音がしたりするのですが、それについては方法書で考えるということです。

今ご説明がありましたスライドの33番ですが、配慮書で選定するのは騒音及び低周波音ですね。これを配慮事項として選定するということですね。騒音、低周波、それから、動物、植物、景観ということです。

特に、札幌市がこの配慮書について意見を求められている理由は、景観の項目でご意見がないかと言われているそうです。この会議でも、主に景観についてご発言いただけたらと思いますが、もちろん、そのほかの項目でも非常に重要だと思われることがありましたらご意見をいただきたいと思います。

皆さんに先に聞いてもいいのですけれども、僕自身がえっと思ったことが一つございます。

34枚目のスライドで、これは質問ですけれども、これは石狩・厚田の洋上風力発電事

業ですね。先ほどの答申のところでご説明いただいたのは石狩湾の洋上風力発電と、ちょっと混乱しやすいのです。しかも、場所が非常によく似ているのですけれども、重なっている部分がありますね。かなり重なっている感じがしますが、それはいいですね。

実際、先ほどの石狩湾洋上風力発電事業の計画区域と（仮称）石狩・厚田洋上風力発電の計画区域は、まだ配慮書の段階ですけれども、かなりの部分が重なっています。

○事業者 この点について、私からフォローさせていただきます。

実際に、ここは、私どもは、再エネ海域利用法というものの、一般海域に対する国の指針で、今後、洋上風力をやっていきたいと思いますという法律が昨年できたのですけれども、その前段として、石狩市さんが風力に適した場所として検討されたゾーニング計画をお出しになっています。そこを私どもも含めて参照する中で、いろいろな制約条件も含めて見ております。

最終的には、これは国の公募になりますので、1社が生き残る形になります。アセスは各社が独立してやらなければならないルールになっております。それを最終的に促進区域というものになりますと、地元の協議会というものが立ち上がり、地元に対してどういう施策が要るかということも協議していただくことになるのですが、その中で、公募で選ばれた1社がどこかのエリアを洋上風力として手がける流れになってきますので、今の段階は重なっても仕方がないということです。

○近藤会長 わかりました。

それでは、誰か1社が生き残るということで皆さんにプレゼンしていただいているわけですね。僕はそれを初めて理解しました。

背景はそういうことですが、先ほど申し上げましたように、景観について主にご発言いただければと思いますけれども、何かございますか。

小篠委員、お願いします。

○小篠委員 その上で聞きたいのですけれども、事業区域の選定をどういう考え方でやったのかということです。

会長からは景観についてとありましたけれども、影響はいろいろと想定されるし、先ほどのシーアイ北海道さんも同じようなことで、評価項目が同じようにラップしてくる話になるけれども、どうしてこの範囲でやろうと考えたかということの前提をまず教えていただきたいのです。

○事業者 先ほど申し上げましたように、まず、石狩市さんがゾーニングをする中で、環境保護というか、ここは環境にいろいろ配慮して保護してくださいというエリアと、実際に地域のステークホルダーさんを含めて調整して実現可能かどうかを検討してくださいというエリアと、どんどんやってもらってもいいですよという表現が議事録に残ったらずいかもしれませんけれども、そういうエリアなどにカテゴライズされております。

その中で、私どものエリアの中では、やってくれるなというところは除いた形で、景観に関して気にされているのは、私どもとしても、水深の問題とか風況の問題などがござい

まして、水深の問題が一番大きくて、50メートルより深いところになると、今度は浮体式というものを採用しなければなりませんので、石狩湾の場合、私どもの事業計画としては、浮体式は難しいという判断をいたしまして、着床式ができるぎりぎりのところで、ある程度、私どもとしてビジネスができる場所はどこかというところと、航路を含めた形で、そこには建てないという制限等を含めた形で、こういうエリアを設定させていただいております。

○小篠委員 ということは、風力発電をやるのに、御社としてリーズナブルなところがここであるという形で見ていて、それに対しての影響があるところはあるだろうという範疇で考えていらっしゃるということですか。

○事業者 そうです。

また景観に関して申し上げますけれども、先日、住民説明会を札幌市さんでやらせていただいて、そこでのお話は後ほどさせていただきますけれども、全く見えない20キロメートルとか40キロメートルの沖でやればいいではないかという声もあるのですが、私どもとしては、辛うじて見えるくらいのレベルで、によきによき、そばで見えないくらいのレベルの沖合で、私どもとして事業性が成り立つエリアに設定させていただいたという事情がございます。

○小篠委員 分かりました。

○近藤会長 まず、石狩市からこの範囲ならいいという提示があったということですね。

○事業者 はい。石狩市さんが事前に計画されているゾーニングを参考にさせていただいていますが、それは騒音や振動、景観をある程度考慮した形になっています。

○事業者 コンサルからちょっと補足させていただきます。

評価書の第2章のところに記載させていただいています。

○近藤会長 どこを見たらよろしいですか。スライドですか。

○事業者 今、スライドにも映しております。

まず、洋上の平均風速です。NEDOの「Neo Wins」という洋上風況マップがあるのでありますが、まず、スタートのところで、事業として成り立つかどうかという点では、洋上の平均風速が、風のよいところ、風況のよいところを選びたいという希望があります。ただし、着床式の洋上風力を考える上では、水深が50メートルより浅いところであるという制約があります。

それから、50メートルの等深線を引いたところですが、これより浅いところの範囲、かつ漁業権、石狩湾は漁業権がついていないところがほとんどないくらい漁業権が全部埋まっておりますけれども、その中でもなるべく漁業権を設定していないところを選んだほうがよいだろうという考え方から、それらの漁業権の区域も意識して、沖側に10キロメートルくらい離隔する想定区域を選定しています。

それから、石狩市のゾーニングは、市から平成31年に出されておりますけれども、これがゾーニングマップです。範囲はおおむねオレンジ色と黄色のところはちょっとだけ入

っておりますけれども、調整エリア A と B というところに該当します。

そのうち、Y 字状の航路ですね。石狩湾新港管理組合というところで協定航路という定義がありまして、その航路、Y 字の部分は、保全エリアということで、風車設置は困難であろうというエリアです。これは沿岸域も赤い範囲に入るのですけれども、これらの航路とも被りますので、そこに風車は建てられないだろうという想定を現段階でしております。

それから、国定公園の配置なども重要な海域の設定範囲と重なるのですが、最終的に風車が建つであろうエリアというところでは、図書のページは（23）ページになるのですけれども、こちらの事業実施想定区域の中でも、今の段階では緑色に塗られた中でしか検討できないだろうと現段階では考えているところです。

○近藤会長 分かりました。石狩市の提示されたゾーニングエリアがあって、その中で会社として事業性が成り立つ部分と環境と漁業権に配慮した中で、現段階の配慮書の段階ではここだろうという考え方で線を引いたということですね。

○事業者 はい。

○近藤会長 分かりました。

そのほかに何かございませんか。

福原委員、お願いします。

○福原委員 質問をしたいと思います。

風力発電機の最大基数を出していると思うのですけれども、そのときにいろいろな優先順位があると思います。今出ているほかの事業者さんも百何十基という最大値で出しているのですけれども、それを決めるときに何が大事なのですか。

単基の出力が 9.5 メガワットから 12 メガワットという話だったのですけれども、目標の電力量があって何基建てられるという計算になると思うのですけれども、最大値をどうやって設定しているのかを知りたいと思います。

それから、実際に今の話にあった、いろいろな制約があって、建設できなくなる地点がどんどん増えていくと、最終的に何基くらいが目標値になるというか、最大値と実際に建てられる数値の知識を得たいので、その説明をお願いします。

○事業者 まず、風車がどれだけ建てられるか、先ほどお示しさせていただいたエリアに対して風車間の距離があって、前の風車が一番風が吹くところから、年平均で吹くところから、次の風車のところまでの影響を受けないように一定の離隔を取ります。それは 10 D とか 8 D とかいろいろと言われているのですけれども、それを平均的な値で取って、密集させてというか、最大で、本当はこれに対して実際にここの地盤が、私どもが先ほど申し上げた二つの方式で建てられるかどうかというのは、今後の方法書以降の調査をしてみなければ実際は分からないので、何とも言えないのですけれども、理論上、その面積にどれだけ建てられるかということで出したものが 133 基です。

ただ、申し上げように、地盤の状態とか、当然、今、防衛省さんに対して影響を聞いているのですけれども、物によっては風車の高さを低くしてもらえないかという 1 次コメン

トがありました。正式なコメントではないのですが、そういう諸条件をいろいろ考慮した形で実際の基数がだんだん決まっていくと思っています。

ただ、経産省さんなどがよく言われている洋上風力の大きさを、経済性を確保するために最低なければならないという大きさは350メガというお話もありまして、これは、事業者として正直申し上げて、大きければ大きいほど規模の世界が通じるころではあるので、半分になると、私どもとしても残念ですが、実際にこれから調査をしなければ、ここは何とも言えないところでございます。

実際に、海底面があまりにもぐちゃぐちゃで、どちらの方式でもできないというところも見つかってしまったり、ここの漁礁はお示ししていないのですが、漁礁があまりにも多くて建てられないとか、今後、現地調査をする中でそういうことが出てくると思いますので、その制約の中でレイアウトを方法書以降で決めさせていただいて、方法書の中には、ある程度、どういうレイアウトかということの皆様にお示しする形になると思いますので、実際に何メガということは、私どもでは言えません。

○福原委員 ちょっと想像がつくようになりました。

○近藤会長 環境アセスもなかなか分かりにくい言葉が多くて、配慮書があって、次に方法書があります。僕の理解では、配慮書を踏まえた方法書で具体的な方法や場所などが提示されて、その後に準備書というものがあって、それは論文で言うと結果ですね。そんなイメージがあって、まだ先は長そうな気がします。

ほかにご質問やご意見はございますでしょうか。

では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。

要約書の23ページにある航路について、補足の説明をお願いしたいと思います。

これによりますと、協定航路というものがはっきり書かれておりますが、協定に参加しているのは、ありとあらゆる船舶なのかどうかというところを教えてください。

例えば、人を運ぶもの、貨物を運ぶもの、それから、行政機関が所有、管理している船舶もありますし、様々な船が出入りしていると思うのですが、およそ全ての船が黄色いところを通らなければならないことになっているのでしょうか。

○事業者 詳細につきましては、今、分からないというわけではないのですが、基本的に石狩湾新港管理組合で定義しているものです。

今、石狩湾新港では、人を運ぶ船は入出港していないので、基本的には新港から出入りする主に貨物船と、あとは、ガスや資材を運んでくるものの航路です。これが、韓国の釜山とハサリンやロシアの貨物船の航路があるはずで。

漁業者に関しては、縦横無尽に航行できると思いますから、基本的には湾のどこでも自由に行けると思うのですが、それ以外の貨物船などは、恐らくこのルートで、協定航路ですので、そこからはみ出たから罰則があるかということではなくて、経緯としては、漁業船とニアミスをすることが起こり得るので、なるべくこの航路を走りましょうというお約

束のものと認識しているところです。

小樽から出る新日本海フェリーさんも、小樽を出港して途中からこの航路を航行して、積丹半島の先のほうまで定義がありますけれども、そこを走っていくようにしているようです。

ただ、船なので、海上のことですから、風向きなどもありますので、ぴったりオンラインでいくかということではなくて、およその検討としては、この協定航路沿いに沿ったところから外れないように航行していることが実態としてあるようです。

「海しる」というインターネット上で、航行している船舶のGPSデータを基に出した航路軌跡のデータが見られるのですけれども、それを見ると、皆さんは大体一致したところを航行しているようです。

○近藤会長 今回、皆さんからご意見をいただいて、次回で答申案として提示するということです。一番初めの会社と多分、エリアも同じですので、そういう面も踏まえて何かご意見をいただけたらありがたいと思います。

○奥本委員 フォトモンタージュによる環境評価をされるということですが、これは、何回ほどやられるのですか。

まず最初に、1基建てられる想定でやられるのか、もうレイアウトなども全て決まった段階でもう1回やられるのかとか、どの段階でどの程度やられる予定なのかをお伺いしたいと思います。

○事業者 方法書以降の段階ではという回答をさせていただいておりますが、基本的に、図書の中で出てくるのは準備書、調査結果を踏まえての予測評価をする段で、図書の中では本当は準備書で出てくるものになります。方法書の中ではこういうふうにやろうと考えていますという方法を記載していますので、そこでは出てきませんが、住民説明会をやったときに求められるのです。配慮書の段階でも見たい人はたくさんいらっしゃると思うので、ここでお約束ということではないのですが、丁寧に説明するには、想定区域に、方法書段階で考えられる区域に、仮に並べてみた場合にはこういうふうに見えるでしょうねということでお示しするかもしれないところまでの回答とさせていただきたいと思います。

不明瞭な計画段階でフォトモンタージュをつくると、実際と全く異なった悪い印象や、逆に影響はないという誤解を招くおそれが非常に高いので、慎重に出す必要はあると思います。

かといって、全然影響はないような見せ方、演出をすることもあってはならないですから、お見せするタイミングや地点の選定には留意しなければいけないと思っております。

ただ、事業者の基本的な考え方としては、そういうものを使ってなるべく理解を得たいと考えているところです。

○近藤会長 ほかにご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

では、渡部委員、お願いします。

○渡部委員 渡部と申します。よろしくお願いいたします。

タービンの規模がある程度の大きさからある程度の大きさということで幅で書いてあるのですが、それによって基数も変わるということだと思うのです。今、検討されている中では、一番大きなものを並べたことを想定して検討されるのか、小さなものを並べて検討するのか、景観に関してはどちらのほうが評価すべき項目になるのかというあたりを少し教えていただけないでしょうか。

○事業者 私どもは、今のところ、12メガで最大で、大体250メートルくらいのブレードのてっぺんの高さになりますので、これを最大配慮という形で出しております。

ですから、後から新しいものを入れて大きくなったときに、またやり直しという形にはしないようにという思いがございまして、今は、12メガで大体分かっているスペックのものを、ローターの直径でいくと220メートルですけれども、海面からいくと250メートルくらいの高さになりますので、そういうところで最大の見え方をこれからお出しする予定になっています。

補足を申し上げますと、だんだんとアセスをやっていく段階で採用する製品を決めていくと、それに合わせた形のサイズでお出しする可能性もございまして、今の配慮段階では最大の環境負荷を考えたときの数字を採用させていただいております。

○渡部委員 大きなものを数少なく並べたほうがアセス上は……。

○事業者 そうですね。経済的な観点からもそちらのほうが有効と言われております。

○渡部委員 実際に、今のヨーロッパなどの状況を見ても、とにかくタービンを大きくなるほうに、大きくなるほうという方向で、小さなものはつくらなくなってきてい現状があるでしょうから、大きなほうでということは分かるのですが、景観上は本当にそうなのかということが少し疑問だったので、お伺いしました。

○事業者 併せた形のフォトモンタージュをつくるときも、現実的なものでお出しする形になると思っています。

○渡部委員 大きなほうということですね。

○事業者 はい。

○渡部委員 もう一つ、ここで50メートルの水深が着床式の限界ということから範囲を決められているということですが、モノパイルとジャケットでどちらも50メートルが限界という理解でよろしいですか。

○事業者 基本的には、モノパイルがベースで、ジャケットのほうがコストがかかるのです。あまり詳しいわけではないのですが、ジャケットの場合、もう少し深いところでも大丈夫という話もあるのですが、そうするとジャケットありきになりますので、モノパイルでできるところで、海底の地質などを調べた上で、モノパイルが難しそうであればジャケットという選択肢と想定しております。

○渡部委員 範囲はモノパイルで決めてあるので、先に範囲を決めてしまうわけですね。

○事業者 はい。

○渡部委員 場合によっては、ジャケットも採用するかもしれないですね。

○事業者 はい。

○渡部委員 アセスに直接影響してこないのですか。

○事業者 そうですね。アセス上は、ある意味で両方を想定した形の環境配慮で考えていきたいと思っていますので、出させていただきます。

○渡部委員 分かりました。ありがとうございます。

○近藤会長 ほかにご意見はございませんか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 違う会社ということなので、同じ発言ですけれども、眺望点の選択がどうしてこうなったのかが分からないのです。ネットで見たということが書かれていますけれども、どういうレベルで判断されたのかが分からないということが一つです。

先ほど、現時点では、フォトモンタージュでどうなるか分かりませんというお話だと思うのです。環境省のホームページでも、一部、フォトモンタージュの中で違うものが発表されていますけれども、札幌とはほぼ関係ないところの話だと思うのです。現時点でそのまま進めばですけれどもね。

もし札幌を選ばれるなら、札幌の場所を何か所かを選んだ理由ですね。公園で検索したからとなっているのですけれども、なぜそのホームページに当たったのかということが僕の中では分かりません。

それから、使われている鉄塔が見える見えないという見え方の垂直視覚の話は、もともと昭和何年の話ですね。それから、今書いている垂直角の見方ですが、これは環境省が出した資料で、平成12年につくっているのですが、僕は前の前の仕事でやったのがこれです。これは大分前の話ですよ。

景観上は見方が違うからとか、人によっては感覚が変わるからというお話があると思うのですけれども、札幌用の何かを今後提案していただきたいと思うのです。

札幌では景観しか審議できない中で、申し訳ないのですが、これでは審議できないと思うのです。

○事業者 眺望点の選定方法についてはインターネットやパンフレットなどで、私自身も札幌市民ですので、私ども地元民の感覚もないことはないのですけれども、定義としましては、より多くの人が利用するところを選定したいと考えております。

それから、海が見えないところ、眺望点の斜面の向きなど、見えないところを積極的に選択する理由もないのですけれども、今の段階では、見えないところも一部、ほかの地点などでは、ほとんど見えない山陰になってしまうところも選ばれているところもあると思います。

ですので、札幌市はそんなに多くない選定箇所になっているのですが、方法書以降段階で追加することもやぶさかでないので、札幌市さんの観光関係の部局さんにヒアリングなどをして精査しまして、追加すべきものは追加していきたいと考えています。

それから、垂直視野角ですが、ご指摘のとおり、昭和56年の鉄塔の見える場合の見え

方というのですが、いまだにこれを指針としてアセスで使っています。これに、一度だからいいだろうとか、そういうことを言ってしまうと、かなり反感を買うのは承知しているところです。

ですので、資料としては数字を出して気にならない大きさですということも説明しましたが、見え方については、皆さんそれぞれの意見があると思いますので、その立場、観光に従事させている方などは非常に気になるところでしょうし、逆にその辺は全く気にしないという方もいらっしゃるでしょう。

こういうところは、慎重に情報収集やその地点の利用者の分類などを詳細に調査して予測評価していかなければいけないと考えております。

○近藤会長 僕の理解には二つあって、ひとつは、吉田委員が言われたのは、眺望点を選定した理由を、先ほどの事業者にもおっしゃっていましたが、幾つかあるのであれば、具体的にそれらを書かれたほうがいいのではないかと思います。

二つ目は、僕は分からないのですが、簡単に言うと、この方法は古いけれども、これでいいのかということですね。アセスの他の事業でもこの方法が普通に使われているということです。

○事業者 必ずと言っていいくらい、景観にはこれが出てきます。陸上は特に、ここで圧迫感を受けるということが、6度を超えていくと思うのですが、どうしても6度を超えてしまうところも事業では出てきてしまうのですけれども、それでも、そこに建てていこうということで、色々と理由をつけて影響は低減しているからいけるだろうという論調で書いたりする場合もあると思います。

他の事業などで、たまに見られるという話ですけれども。

○近藤会長 皆さん、このやり方でまだやっているということですね。

○事業者 ただ、事業実施区域は思い切って沖合まで引いているということで、遠くにいるということは、そういう意味で、配慮書段階では影響の低減に貢献できていると感じております。

○吉田委員 おっしゃるとおりだと思うのですが、これ以外に方法があるか、提案してくれと言われてもできるものではないので、簡単にそうではないことは分かるのですけれども、今回のものは、一つの前提として、沖であるということと、古いかという問題ではなくて、平成19年に戦略アセスをつくるときに、自然との触れ合いを入れなければいけないからということで入れたもので、アセスがまだまともではなかった時代につくったものです。

その続きで来たときに、洋上風力などは考えていなかった時代の整理の仕方のままです。それをいまだに、御社だけではないのですが、どこもこれを使わざるを得ないということが、我々からすると、ふがないというか、おかしいのではないかと気がします。

さらに、申し訳ないですが、もっと外側なので、さらにおかしいのではないかと

なるわけです。鉄塔がそこに建ちますと、レベルが大分違うわけですから、眺望点の見方にしても、遠いところの眺望点を見るのと近いところの眺望点を見るのとでは大分変わってくると思います。

だから何かを変えてくれということではなくて、その分、今後提案されるものには、札幌らしさというものがここで分かりやすいようにご説明いただければと思います。

○事業者 その点は、春香山ですか、距離が二十何キロメートルもあって、海がばっと見えるポイントですけれども、そこで視野に入ってくるスケールは、非常に広域な、100キロメートルくらいの幅が見えてくるわけですので、そこにどういうふうに関与するのか、モニタージュをつくる上でもかなり技術的なところでは、よりリアルに見せる方法などの技術は腕の見せどころだと思います。

この辺は、新しい技術や、予測評価につきましても、今、洋上風力が国内で盛んになっていますので、新しい知見や解析方法など評価の仕方は、我々としても期待したいところですし、そういうところには十分注意していきたいと思っています。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにご意見がないようでしたら、先に進めます。

いろいろとご意見をいただいたのですけれども、後で考えると思いつくこともあると思います。恐らく、今回のご意見を踏まえて答申（案）を作成して、それをまた皆さんにフィードバックされると思うので、もし抜けているところがあれば、そこでまた修正なり追加なりをしていただけたらと思います。

それでは、スケジュールについて、事務局から説明願います。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 事務局から、今後のスケジュール等についてお伝えいたします。

今回ご審議いただきましたご意見、ご質問を取りまとめまして、今、いろいろとやり取りをさせていただきましたけれども、事業者さんに確認すべきことは事務局からも確認した上で、9月に予定しております次回審議会で答申（案）として正式にご提示させていただきたいと思っております。

なお、答申（案）の作成に当たりましては、事前に委員の皆様にご答申（案）をメールでお示しさせていただきたいと思っておりますので、追加のご意見等がありましたら、9月4日までに事務局宛てにご連絡をお願いいたします。

また、次回審議会において答申をいただければ、これを基に市長意見を作成しまして、北海道知事に提出する予定となっております。

北海道知事への提出期限が10月7日となっている関係で、タイトなスケジュールとなっておりますが、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○近藤会長 ありがとうございます。

今の事務局からのスケジュール案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局のほうで、本日の審議内容を整理して、答申に向けた資料の準備をお願いいたします。

また、作業の進みぐあいにもよるのですけれども、その間、事務局と委員の皆様とで、こんな表現でいいかということなどのメールのやり取りがある場合もあります。そのときは、よろしくお願いいたします。

事業者の方々、本日はご説明、ご出席をどうもありがとうございました。

これをもちまして、議事（３）の石狩・厚田洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についての審議を終了いたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 先ほどと同じように、事業者さんの入れ替わりの準備がございますので、ここで５分程度休憩をさせていただきます。

〔 休 憩 〕

○事務局（石川環境共生係長） それでは、再開させていただきます。

なお、奥本委員はご都合により退席されておりますが、会議は引き続き成立していることをお知らせいたします。

三つ目の案件は、（仮称）札幌駅交流拠点北５西１・西２地区第一種市街地再開発事業の計画段階環境配慮書に係る１回目の審議となります。

本事業は、先ほどの２件とは異なり、札幌市環境影響評価条例における第一種事業に該当する事業です。

事業者は札幌駅交流拠点北５西１・西２地区市街地再開発準備組合ですが、都市計画決定権者である札幌市長が環境影響評価の手続を代行しております。

札幌市長宛ての配慮書が送付され、本年８月４日から９月２日までの１か月間で縦覧及び９月１６日まで意見募集が行われているところです。

なお、冒頭で説明しましたとおり、審議会への諮問は、事業者からの見解書提出を受けてということになりますので、今回は諮問に先立つ事前説明という位置づけとなります。

それでは、これからの進行は近藤会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○近藤会長 それでは、前回、札幌駅の前のビルについて審議がありましたけれども、その場所と近く、横のほうの再開発についてです。

これについて、今回を含めて３回の審議を予定しているようですが、こういうスケジュールでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、都市計画決定権者であるまちづくり政策局の方から事業概要とその中の配慮書の内容について説明をお願いいたします。

○事業者（高橋札幌駅交流拠点推進担当部長） 札幌市都心まちづくり推進室札幌駅交流拠点推進担当部長の高橋でございます。

本日は、北５西１・西２地区の市街地再開発事業に係る計画段階環境配慮書につきましてご説明申し上げます。

北５西１・西２地区につきましては、北海道新幹線の札幌開業を見据えまして、新幹線札幌駅と直結する再開発事業として、昨年１１月に札幌市とＪＲ北海道グループから成る再開発準備組合を設立し、これまで検討を進めてまいりました。

本事業は、札幌市環境影響評価条例に定める規模要件を超えることが想定されるため、配慮書手続を行うものとしたものでございます。

今回の配慮書手続は、先ほども説明にありまして、事業者にて代わりまして、再開発事業の都市計画決定権者であります札幌市という立場で行ってまいりますが、札幌市も事業者である再開発準備組合の一員でありますので、準備組合の理事長は札幌市の副市長が務めてございます。

出席は、札幌市において担当いたします都心まちづくり推進室のほか、事業者である準備組合からＪＲ北海道、それから、事業者より環境影響評価業務を受託している株式会社日本設計が併せて出席しております。

説明については、事業概要を札幌市都心まちづくり推進室より、環境影響評価に関わる部分については日本設計より、それぞれ説明させていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、事業概要につきまして、スライドに基づき担当職員より説明いたします。

○事業者（岡プロジェクト担当係長） 札幌市都心まちづくり推進室の岡でございます。よろしくお願いいたします。

私から、（仮称）札幌駅交流拠点北５西１・西２地区第一種市街地再開発事業の事業計画の概要についてご説明申し上げます。

初めに、施行区域の位置でございます。

赤色の部分、北５西１丁目地区及び西２丁目地区が施行区域でございます。ＪＲ札幌駅南口に隣接しておりまして、札幌市営地下鉄南北線、東豊線の札幌駅がございまして、さらにバスターミナルもございます。交通利便性が高い交通結節点となっております。

現在、西１丁目地区は駐車場及び駐輪場として利用されておりまして、西２丁目は商業施設のエスタとバスターミナルが位置しております。

札幌駅交流拠点北５西１・西２地区第一種市街地再開発事業のこれまでの検討経緯でございますけれども、平成２８年に第２次都心まちづくり計画におきまして、札幌駅交流拠点に定められております。

平成３０年には、札幌駅交流拠点まちづくり計画において、先導プロジェクト街区に位

置づけられるとともに、その後、令和元年１０月には札幌駅交流拠点北５西１・西２地区再開発基本構想が策定されており、翌月１１月には、札幌駅交流拠点北５西１・西２地区市街地再開発準備組合が設立されております。

事業区域の上位計画上の位置づけでございます。

初めに、札幌駅交流拠点北５西１・西２地区再開発基本構想が掲げる開発コンセプトと四つの視点ということでございます。

開発コンセプトは、「世界へつながる“さっぽろ”の新たな顔づくり」です。四つの視点としまして、街並み形成では、道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出、基盤整備の観点では、交通結節機能の充実とバリアフリー化、機能集積では、北海道、札幌の国際競争力をけん引する都市機能の集積、環境配慮・防災では、環境にやさしく災害に強い最先端の都心モデルの実現、この視点を掲げさせていただいております。

次に、札幌市では、都心エネルギーマスタープラン２０１８－２０５０におきまして、新たなまちづくりと環境エネルギー政策を一体的に展開するため、面的な取組を展開いたします都心強化先導エリアを設定させていただいております。

本事業区域は、都心強化先導エリアに位置し、地域冷暖房施設とする計画としております。

事業計画の概要でございます。

位置は、先ほど申し上げました札幌市中央区北５条西１丁目、西２丁目、西３丁目の一部、施行区域は約３ヘクタール、敷地面積約２．５ヘクタール、延べ床面積は約４１．７万平方メートルでございます。

主要用途は、業務、商業、宿泊、駐車場、バスターミナル、地域冷暖房施設塔となっております。

事業者についてでございます。

先ほどご説明申し上げましたけれども、対象事業の実施者は、札幌駅交流拠点北５西１・西２地区市街地再開発準備組合でございまして、札幌市のその構成員となっております。

環境影響評価の実施者でございますけれども、先ほどもございましたが、条例の規定によりまして、都市計画決定権者である札幌市が行うことになっております。

本事業におきまして、札幌市環境影響評価条例に係る対象事業といたしましては、建築物の新築、延べ面積１０万平方メートル以上かつ高さ１００メートル以上及び特定工場の新設、地域冷暖房施設、排出ガス量、１時間当たり４万立方メートル以上、この二つの規模要件の対象となる事業ということで想定しております。

今回設定いたしました複数案の概要でございますけれども、建築物の新築につきましては、建物配置に係るＡ案、Ｂ案を設定しておりまして、風、日照、景観について予測、検討を行わせていただきました。

特定工場の新設につきましては、地域冷暖房施設の施設規模につきまして、ａ案、ｂ案を設定しまして、大気質について予測、検討を行わせていただいております。

初めに、建築物の新築に係る複数案でございます。

計画建築物A案は、西1街区に高層棟を配置いたしまして、建物の最高の高さは約255メートルでございます。

計画建築物B案は西1街区と西2街区の両方に高層部を配置いたしまして、西1街区の高層部は約200メートル、西2街区の高層部は約150メートルを想定しております。高層部の配当計画が異なる2案ということで検討しております。

建物の断面図でございます。

向かって左側のA案でございますけれども、こちらは札幌駅南口の駅前広場から離隔距離を極力確保しまして、事業区域東側となる西1街区に高層棟を配置しております。

西1街区の中央部に配置しまして、北5条手稲通への圧迫感の低減を図っております。

B案につきましては、西1街区の高層部の配置につきましては、計画建築物はA案と同様で、高さを200メートルに抑えているところでございます。

西2街区の高層部の配置は、街区北東部に配置しまして、北側に位置するJRタワーよりも低い150メートルとしております。

高層部につきましては、2棟とも北5条手稲通に対して下がっておりまして、北5条手稲通への圧迫感の低減を図る計画となっております。

次に、特定工場、地域冷暖房施設の新設に係る複数案でございます。

a案は、本計画建築物に必要な熱源を供給する地域冷暖房施設、b案は、a案に加えまして、周辺地域への熱供給も担う地域冷暖房施設ということで設定しております。

続きまして、地域冷暖房施設から排出ガス排出口の位置でございます。

地域冷暖房施設、a案、b案ともに、西1街区の北側に配置しようとしております。

排出ガス量でございますけれども、a案である本計画建築物を対象とした地域冷暖房施設では、1時間当たり2万8,351立方メートル、b案である本計画建築物に加え、周辺地域への熱供給も担う地域冷暖房施設におきましては、1時間当たり7万9,900立方メートルの2案の計画となっております。

なお、この後ご説明申し上げます地域冷暖房施設予測結果につきましては、条例の対象とは別に設置される施設からの排出ガス量も加味して予測を行っております。

最後に、今後の事業スケジュールについてご説明申し上げます。

方法書は来年度の初め、2021年4月頃にご提出を予定しております。準備書は2022年1月頃、評価書につきましては、2022年度の9月にご提出させていただく予定でございます。

また、都市計画の手続でございますけれども、2022年春頃に都市計画提案を行わせていただきまして、2022年の秋頃の都市計画決定を目指しているところでございます。

その後、市街地再開発事業の手続などを経まして、工事に着手してまいりたいと考えております。

計画の概要のご説明は以上でございます。

○事業者 続きまして、計画段階配慮書における環境影響評価結果の概要につきましてご説明いたします。

初めに、配慮書における環境影響評価項目についてご説明いたします。

配慮書におきましては、計画の早期段階で特に検討すべき内容としまして、赤の丸で示しております完了後の大気質、風、日照、景観について対象といたしました。

このうち、計画建築物に係る検討は、風、日照、景観の三つの項目、地域冷暖房施設につきましては、大気質について予測を行っております。星印の項目につきましては、今後の手続において検討してまいります。

計画建築物に係る複数案の環境影響評価結果の概要からご説明させていただきます。

初めに、風についてご説明いたします。

完成後における平均風向、平均風速の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度について予測を行いました。

予測は数値シミュレーションによる方法といたしまして、札幌でよく吹く風の風向の代表といたしまして、南南東及び北北西の風について検討しております。

この図は、左がA案、右がB案の完成後における上空で南南東からの風が吹いた場合の地表付近での風の状況を示しております。色が青から緑、黄色、赤になるにつれて風が強くなるということを示しております。

A案、B案ともに、事業区域の南東側の区域で風速比が最も高くなります。また、北5条手稲通沿いも風速比が高くなる傾向が見られると予測されます。

赤で示した場所が風が比較的強くなると予測される場所でございます。

次に、この図は上空で北北西からの風が吹いた場合の地表付近の風の状況を示したものでございます。A案、B案ともに、北東側の区域で風速比が最も高くなると予測されております。

予測に反映した環境保全のための措置についてでございます。

基壇部を周辺の建物と同程度といたしまして、高層部による地上付近への吹き下ろしなど、影響の低減に配慮しております。特に、高層部につきましては、南口駅前広場、北5条手稲通に対しましてセットバックを極力確保しております。

評価ですが、A案、B案ともに、事業区域、南側及び東側の隣接道路沿いなどで、特に風速が増加する傾向があります。横断歩道などにおいて、風の影響に配慮する必要があると考えております。

今後の検討内容ですが、今後、具体化する計画建築物におきまして、ビル風の影響をさらに低減する形状になるよう検討してまいります。風が強くなると予測された範囲におきましては、低減するための防風対策を検討してまいります。

さらに、隣接いたします開発計画の内容も可能な範囲で反映しまして、風洞実験により周辺環境への詳細な影響を把握して、必要に応じて対策を検討してまいります。

次に、日照についてです。

完成後の冬至日における日影の影響について予測を行いました。

日照の予測は、冬至日の計画建築物による時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法といたしました。

この図は時刻別日影図でありまして、左がA案、右がB案でございます。1年のうちで最も日影が長くなる冬至日におきまして、計画建築物により時刻別にどのように日影が生じるかを示しております。具体的に時刻別に見ますと、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時と変化いたします。

次に、この図は、冬至日におきまして、計画建築物により何時間の日影が生じるかを示した等時間日影図でございます。

1時間から6時間の日影の線を色分けしております。また、黄色の網かけで示しております地域は、日影規制がある地域でありまして、この地域は計画建築物により2.5時間以上の日影を生じさせてはならないという地域でございます。

A案、B案ともに、日影規制区域に対して日影は1時間未満でありまして、日影規制を満足する計画となっております。

予測に反映した環境保全のための措置についてでございます。

北5条手稲通沿いへの圧迫感などについて配慮する一方、事業区域北側への計画建築物による日影の影響の低減を図るため、西1街区の高層部につきましては、事業区域の中央部に配置する計画として、日影の影響の低減に配慮しております。

評価ですが、計画建築物により、1時間以上の日影が生じる範囲はA案、B案ともに日影の規制がされている区域には届かず、建築基準法に基づく日影規制を満足いたします。

今後の検討内容ですが、今後、計画を具体化する計画建築物におきまして、日影の影響に配慮した形状になるよう検討してまいります。

次は、景観についてです。

完成後の主要な景観の改変の程度及び内容について予測を行いました。

景観の予測は、不特定多数の人が往来、滞留し、かつ建物が視認できる地点を選定し、合成写真により眺望の変化を予測いたしました。

本日は、時間の都合もございますので、ご覧の南口駅前広場と北10条創成川通交差点の2地点についてご説明いたします。

初めに、事業区域の西の方向に当たる南口駅前広場からです。

この写真は現況であります。正面にエスタ、左側にJRタワーが眺望できます。この写真は、左がA案、右がB案でございます。

赤線で囲った範囲が、通常、人が正面を見たときに目に入るとされる範囲を再現したものでございます。A案、B案ともに、事業区域内に存在していましたエスタが計画建築物に置き換わり、併せて、その背後に高層部が新たに視認されます。

また、緑の点線の範囲が人が見上げたときの景観の再現であります。A案では、高層部はJRタワーより少し高く、B案では、高層部はJRタワーと同程度の高さで認識されま

す。

どちらも道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボリックな景観が形成されると予測いたします。

次に、事業区域から北方向に位置する北10条創成川通交差点です。

この写真は現況であります。創成川通及び北九条小学校の校庭越しにJRタワーが眺望されます。

左がA案、右がB案の予測結果でございます。A案、B案ともに創成川通及び北九条小学校の校庭越しに北8西1再開発事業の建物とともに、計画建築物の高層部が新たに眺望されます。

また、緑の点線の範囲は、人が見上げたときの景観の再現ですが、A案、B案ともに、既存の道路沿いの建築物や北8西1再開発事業の建物と一体となった新たな沿道景観が形成されると予測されます。

予測に反映した環境保全のための措置についてです。

札幌市景観計画に示します景観形成基準に従った形状となるよう配慮いたしました。具体的には、周辺既存建築物との連続性に配慮した軒先高さとしたしました。高層部につきましては、北5条手稲通及び南口駅前広場からのセットバックを極力確保いたしまして、圧迫感の軽減を図りました。

評価ですが、札幌市景観計画に示す景観形成基準に沿った中層部の圧迫感の軽減に配慮するほか、既存のJRタワーとともに、札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想に掲げられている道都札幌の玄関口として新たなシンボル空間の創出に寄与していくものと考えております。

今後の検討内容です。

札幌市景観計画に基づいた形態意匠となるよう配慮し、周辺の街並みと調和する計画としてまいります。

また、世界へつながる札幌の新しい顔づくり、道都札幌の玄関口にふさわしい新たなシンボル空間の創出に努めてまいります。

次に、地域冷暖房施設に係る検討についてご説明いたします。

地域冷暖房施設に係る検討につきましては、大気質についてでございます。

大気質につきましては、完成後における地域冷暖房施設の稼働により変化する大気汚染の物質濃度について予測を行いました。予測はコンピューターシミュレーションによる方法といたしました。

この図は、本計画建築物を対象とした地域冷暖房施設を設置する案、A案の稼働に伴う二酸化窒素の濃度分布の予測結果を示したものであります。

施設の稼働に伴う最大濃度は、0.00021ppm、事業区域の南南東側約500メートル付近に出現いたしますが、右上の表にございますとおり、環境基準を十分に下回っております。

この図は、本計画建築物に加えまして、周辺への熱供給も担う地域冷暖房施設を設置するB案の稼働に伴う二酸化窒素の濃度分布の予測結果を示したものであります。

最大濃度は、0.00022ppmで、事業区域の南南東側約500メートル付近に出現しますが、こちらも環境基準を下回っております。

繰り返しになりますが、A案、B案ともに、南南東側の約500メートル付近に最大濃度が出現すると予測されますが、影響はわずかであり、A案、B案ともに二酸化窒素の環境基準を満足いたします。

予測に反映した環境保全のための措置についてです。

基壇部屋上よりも高い位置に排出ガス排出口を設置いたしまして、地域冷暖房施設の稼働に伴う周辺地域への影響低減に配慮しております。

評価ですが、地域冷暖房施設の稼働に伴う大気の影響については、A案、B案ともに二酸化窒素の最大着地濃度について環境基準を満足しております。

今後の検討内容です。

今後、具体化する地域冷暖房施設の計画におきまして、排出される窒素酸化物排出濃度について低減策を検討してまいります。

次に、配慮書の第7章におきまして、方法書において選定を予定しております環境影響評価項目に係る調査手法を記載させていただきました。

本日お手元にごございます資料3-2の最後の2ページに、方法書に係る調査手法についての概要がございます。これにつきましては、現地調査の内容について取りまとめております。

また、補足資料に記載している以外の項目につきましては、既存の調査資料を収集、整理する方法により調査を行う考えであります。併せてご審議をいただければと考えております。

最後に、配慮書説明会の開催状況について報告させていただきます。

先週の8月20日木曜日の19時より説明会を開催させていただきました。37名の方のご参加をいただきました。

本日のご説明と同様に、事業の概要、複数案の説明のほか、環境影響評価手続の流れなどについてもご説明させていただきました。なお、ご質問、ご意見はありませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

○近藤会長 ありがとうございました。

今回も含めて3回の審議が予定されていて、今回は事前説明ということで、環境配慮書についての議論ではないのですね。今回が終わって、あと2回、3回はどういうふうになるか、先に大まかにスケジュールを説明していただけないか。

○事務局（石川環境共生係長） 今後のスケジュールですね。

この件につきましては、今、住民からの意見に対する見解書の提出を受けて、そこで審議会の諮問ということになります。

○近藤会長 もう一回、同じように配慮書についての説明をしていただくということですか。

2 回目は、同じようにもう少し詳しく配慮書の説明をしていただいて、ご意見をいただくということになるのでしょうか。どういう流れになるのでしょうか。そして、3 回目はどんなことをするのですか。

○事務局（石川環境共生係長） 3 回目は、答申（案）の検討ということになります。

○近藤会長 答申（案）の確認ですね。分かりました。

○事務局（石川環境共生係長） 恐らく、諮問をいただいてから、さらにその後ということになります。

○近藤会長 今回の説明は事前説明と環境配慮書についての簡単な説明ということでした。次回は、環境配慮書について説明していただいた上でご意見をいただいて、答申の下書きをつくるということで、そんな流れになっています。

環境影響評価はなかなか複雑で、こちらに書いていますけれども、今は配慮書の段階です。この答申が終わると、次に事業者さんから、どんな方法で計測するのか、調査するのかという方法書が出てきます。その次に、準備書段階で、先ほども申し上げました調査の結果のようなものが出てきます。最後に、その結果を受けて、評価書がまた出てきます。これは結論のようなものですが、こういうふうにならざるを得ない書類がこれから出てきて、慣れないと書類が混乱してしまうのですけれども、大体こういう流れで進むということをご理解いただくと良いと思います。

それでは、事業の概要や配慮書の各項目がございましたが、44 枚目のスライドを見せていただけますか。

配慮書については、次回にももう少し詳しくやるそうですが、全般的なご質問などがあればお伺いしたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○小篠委員 まだ初見というところなので、計画の概要とか考え方について、二、三、質問して、環境影響評価の配慮の本番は次回ということですので、その辺を確認させていただきたいと思います。

ボリュームスタディーをして断面図などを見せていただいておりますが、基壇部の扱いの54メートルというのは、周辺の建物と合わせるということでしたか。どの建物の高さに合わせていますか。エスタより高くなっていませんか。

○事業者 日本設計の保利から回答させていただきます。

エスタの一番高いところは56から7メートルございます。ステラプレイスの一番高いところは55メートルくらいの高さがございます。

○小篠委員 では、ステラプレイスに大体合うようにしているということですね。

そうすると、南口の既存の建物よりも高くなっている状態になるということですか。北5条通を挟んで南側の既存建物の高さですか。

○事業者 はい。若干高くなっていると思います。

南口駅前広場の周囲という観点で、まずそろえようということで計画させていただいております。

○小篠委員 分かりました。

これから二つくらいは意見ですが、日影図を見せていただいて、等時間の日影図なども描かれているのですけれども、複合的な影響を配慮しなくていいのだろうかということですよ。

景観のほうでは、例えば北8西1の建物を入れてくれているのですけれども、等時間日影図はこの建物だけの日影図を書かれているので、同時期に進行していくであろう再開発物の複合日影図を見て影響を評価しなくていいのですか。

これは難しい話だと思いますけれども、結局、影響は出てくるだろうと思われるのです。○事業者 アセスにおきましては、やはり本事業というか、我々の事業に係る影響ということを、まずご説明する必要があると思っております。

また、建築基準法の基準につきましても、自らの建物に対しての規制等がございますので、なかなか難しいと思います。また、ほかの事業の建物もどこまでどう再現すればいいのか、こちらの責任の範囲でどのように示したらいいのかということもございますので、アセスの場では、本事業の建物による影響ということでまとめさせていただければと思っております。

○小篠委員 事業者さんとしてはそれでよろしいと思うのですけれども、札幌市さんが前に来られているので、札幌市さんとしては、その北口周辺というか、駅周辺で起きるであろう再開発の影響をどう見るのかということを見なくていいのかどうか、意見があまり出なかったようですけれども、問われるのではないかと私は思っています。

そこをどう見るのか、見ないなら見ない、一個一個の物件で全部判断するという話ならば、次のときに言っていただければそれでいいかもしれませんし、その辺をどう見るのかということです。

日影図はそうですけれども、一方で、景観で見え方をやるときに、先ほども言ったように、39ページでは、北8西1の再開発は、今はまだ更地で工事がやっと始まったところですが、こういうことも景観のレベルではやれるけれども、日影図のレベルでは一個一個の物件でチェックするというのが、いま一つずれるのはなぜだろうという感じを私個人としてします。その辺をどう見られるのだろうかということです。

三つ目は、35ページの南口の大丸側から見た視点場で見ているのですけれども、南口自体が、この交流拠点の再開発によって姿を少し変えていくと理解しているのです。そうしたときに、札幌駅の玄関口として、東側を見たときに、ここが一番ポイントだよなというところから見た視点場でこの景観を判断しなくていいのかと思いました。

ですので、ここが一番ポイントになるというところでのフォトモンタージュでどういう影響があるのかいう作り方をされたほうが、将来的にもそこから札幌の顔として、南口

広場がこうやって形成されます、こう見せたいところというか、人が一番そうやって見るだろうと想定される部分のところで影響を評価したほうがいいのではないかということを思いました。

後半は方法書に向けての次回の説明に向けてのご意見でしたけれども、以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございます。

予定では16時30分に終わる予定だったのですが、あと一つだけ、ご意見がございましたら承りたいと思います。

○奈良委員 スライドの15ページの複数案の概要、排出ガス量ですけれども、下にコジェネからの排出量2万8,440を加えているのに、A案が2万8,351というのは何かの間違いなのですか。どういうことでしょうか。

○事業者 上の数字は、地域冷暖房施設のうち、ボイラーからの排出ガス量になります。別途コジェネレーションは2万8,444ありまして、予測のときは、例えば、A案ですと2万8,351と2万8,444の二つの煙突というか、そこからそれぞれが出るという予測になっております。

○奈良委員 加えて予測するというと、ここでは足し算が出てくるのではないですか。

○事業者 それぞれを予測しております。

戻りまして、まず、上の表が特定工場の新設という対象事業に係るボイラーからの排出ガス量を示させていただいております。下のコジェネレーションというのは、特定工場にはかからないのですけれども、同じように地域冷暖房施設に設置される機器ですので、そこからも排出ガス量が出るということで、併せて予測条件に設定して大気の影響を検討しております。

○奈良委員 分からないのは私だけでしょうか。

それでは、B案の場合も7万9,000に2万8,000を足さなければいけないということですか。

○事業者 そのように予測しております。

○奈良委員 そうすると、加えて予測を行ったという文言がとても分かりにくいと思いました。

それから、間違い探しのようですが、あらましの1ページの下の地図で、中央中学校のところが天使幼稚園になっていて、ちょっとびっくりしたので、ここの訂正をお願いします。

以上です。

○近藤会長 時間も来ていますので、後でご確認いただいて、修正しなければならないところは修正していただくということでいいと思います。

○事業者（高橋札幌駅交流拠点推進担当部長） 小篠委員からいただいた質問にお答えしたほうがよろしいでしょうか。

○近藤会長 簡単をお願いします。

○事業者（高橋札幌駅交流拠点推進担当部長） 3点ほどご意見、ご質問をいただきましたけれども、日影の検討については、日本設計から説明したとおりで、手続上はそういうことになると思います。

ただ、これから種々、ほかの関係手続や関係協議、あるいは住民説明をする中では、市民の目線から見て、直観として複合されてどうなのだというご質問があるでしょうから、そういう部分は答えられる範囲で丁寧に対応していきたいと思っています。

この日影が既存の建物にかかっても影響がない部分も逆にあるかもしれませんし、なかなか複雑ですけれども、実態としてどうなのかという声は真摯に受けとめたいし、対応していきたいと思っています。

それから、景観のほうは、北8西1が既に事業着手まで来ていますので、物はないですけれども、はっきりしているフォルムがありますので、これはまさに景観上なので、反映できるものは反映したということです。

並行して動いている別の開発プロジェクトもありますが、まだそこまで至っていないものは、現段階では反映しようがないので、これも熟度に応じて考慮していきたいと思っています。

それから、南口から見た景観を選んだ理由ですが、小篠委員がおっしゃるとおりで、南口、玄関口から見た左右を見渡したまち並みが一番大事だということは承知しております。

ただ、南口の広場の中での東端なのか、西端なのかということは、ディテールがあると思いますが、今回の中で代表的なところとしてこのポイントを選定させていただいたところです。

以上です。

○近藤会長 ありがとうございます。

16時30分までと申しましたので、これで終えたいと思います。次は、きちんと諮問を受けた上でこの審議を継続していきたいと思っています。

政策局の方には、どうもありがとうございました。

本日の審議はここまでとさせていただいて、事務局の進行をお願いいたします。

○事務局（濱田環境共生担当課長） 近藤会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様には、長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

なお、配付資料を入れるための手提げ袋をご用意しておりますので、必要な方がいらっしゃいましたらお申し付けください。

次回の9月の開催につきましては、今回は改選後の初の会合でありましたことから、このような対面形式の会議とさせていただいたところですが、次回以降につきましては、前回までと同様に書面開催を含めて検討させていただき、ご連絡したいと思いますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

3. 閉 会

○事務局（濱田環境共生担当課長） 本日の審議会はこれにて閉会といたします。
どうもありがとうございました。

以 上